

第23回世田谷区農業委員会総会

日：令和4年6月28日（火）

場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

第23回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和4年6月28日（火）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

出席の委員：会長職務代理者 高橋昌規、大塚信美、石井朝康、荻部嘉也、海老澤健、岩本敏行、三田浩司、橋本正志、野島秀雄、細井誠一、志村秀典、植松智、加々美栄一、石井勝、鈴木利彰、宮川喜久、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：会長 宍戸幸男

出席の職員：事務長 黒岩さや香、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積について
5. 協議事項
 - (1) 東京都市計画生産緑地地区の変更について(照会)
 - (2) 特定生産緑地の指定にかかる肥培管理について(照会)
 - (3) 令和4年8月の総会日程(案)について
 - (4) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (5) 農地利用状況調査の農家への周知について
6. 報告事項
 - (1) ふれあい農園「ブルーベリーのつみとり」の開催について
 - (2) 都内農産物等の放射能検査について
 - (3) 「第68回世田谷区夏季農産物品評会」の審査結果について
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻より少し前ではありますが、皆さんおそろいということで、始めさせていただきたいと思います。いつもより狭い中、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。では、ただいまより第23回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

(配布資料確認)

なお、本日は、事務次長である荒井が不在ですので、代わりに私の方から事務局の説明等をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。本日は、宍戸会長が欠席されているため、高橋職務代理、よろしく願いいたします。

(職務代理挨拶)

議事に入ります前に、本日は、会長、宍戸幸男委員が欠席されていますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、海老澤健委員、岩本敏行委員、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。

本日は、特例として、次第5の協議事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について(照会)及び特定生産緑地の指定に係る肥培管理について(照会)から協議に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 本日は、関係人といたしまして、世田谷区で都市計画を担当している都市整備政策部都市計画課の職員が出席しておりますので、紹介させていただきます。

まず、都市計画課の堂下課長です。

○堂下課長 堂下です。よろしく願いいたします。

○事務局 そして、担当の柿澤係長です。

○柿澤係長 柿澤です。よろしく願いいたします。

○事務局 同じく、真田主任です。

○真田主任 真田です。よろしく願いいたします。

○事務局 本日は、協議事項にごございますお手元の資料No.8、東京都市計画生産緑地地区

の変更について（照会）の件及び資料No. 9、特定生産緑地の指定に係る肥培管理について（照会）に関しまして、農業委員の皆様にご報告がございまして、担当職員が出席しております。

議事の順番を変更することをお許しいただき、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様のご同意をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者 今、事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員3名の発言にご同意をいただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○高橋会長職務代理者 異議なしとのことですので、発言を許可いたします。

それでは、都市計画課より、協議事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について（照会）、(2)特定生産緑地の指定に係る肥培管理について（照会）をお願いいたします。

○堂下課長 改めまして、世田谷区都市計画課長、堂下と申します。本日は出席と発言をお許しいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、世田谷区の街づくりにご理解、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、今年度の生産緑地地区の都市計画変更の内容につきましてご説明に上がりました。追加予定区域の現地調査につきましては、農業委員の皆様方にご協力をいただきました。この場をお借りしまして、改めて、御礼申し上げます。

それでは、資料No. 8に基づきましてご説明をさせていただきます。お手元の資料の2ページをご覧くださいませでしょうか。

「1」の「種類及び面積」でございます。区内の東京都市計画生産緑地地区は、今年度の都市計画変更によりまして、489件から7件減少し、482件となります。総面積は、約83.93haから約1.3ha減少し、約82.63haとなります。

ページをおめくりいただきまして、6ページ、こちらは今年度の変更箇所図でございます。小さくて申し訳ございません。▲の記号が削除、●の記号が追加地区を表示しております。

それでは、変更の内容についてご説明いたします。恐れ入ります。3ページへお戻り下さい。生産緑地地区の面積は、都市計画上、10㎡単位で取り扱うため、面積の列の一番上の値には「約」と「㎡」を記載しておりますが、以下は「約」と「㎡」は省略しております。「第2」の表は、削除のみを行う地区の位置や削除面積を記載しております。一番下に

は削除の合計面積を記載しております。箇所数は14件、合計面積は1万7610㎡でございます。削除理由といたしましては、令和3年度の1年間に主たる従事者の方がお亡くなりになられたことによる行為制限の解除がなされたものや、生産緑地法第8条4項に伴う公共施設の設置によるものでございます。

次に、追加のみを行う地区につきましては、恐れ入ります、4ページをご覧ください。4ページの「第3」の表をご覧くださいいただけますでしょうか。追加件数は10件、合計面積は約4060㎡でございます。

それでは、追加のみを行う地区10件の内、主立ったものにつきましてご説明いたします。追加の種類といたしましては、既存の生産緑地地区に一部追加するものが8件、新規追加が2件になります。

1件目は、〇〇の地区でございます。資料は23ページ、計画図の中央、また、現地写真ですと、25ページ上をご覧ください。〇〇の西側に位置する約1250㎡の既存の生産緑地地区に約180㎡の区域を追加するものです。主な作物としては、果樹、かんきつ類となっております。

2件目は、〇〇の地区でございます。資料は15ページの計画図中央の左となりまして、現地写真ですと、25ページ下をご覧ください。〇〇に位置する約1830㎡の既存の生産緑地地区に約260㎡の区域を追加するものでございます。ラッキョウ、かんきつ類、ブルーベリー等が栽培されております。

3件目は、〇〇の地区でございます。資料は11ページの計画図の中央と、26ページ中央の現地写真をご覧ください。〇〇に位置する約2610㎡の既存の生産緑地地区に約600㎡の区域を追加するものでございます。シラカシ、ツバキ、サザンカが栽培されております。

4件目は、〇〇の地区でございます。資料7ページの計画図中央と、26ページ下の現地写真をご覧ください。〇〇に位置する約4410㎡の既存の生産緑地地区に約500㎡の区域を追加するものでございます。ツツジ、ジンチョウゲが栽培されております。

続きまして、5件目は、〇〇の地区でございます。資料は10ページ、計画図の中央左下と、現地写真は27ページの上をご覧ください。〇〇に位置する約1070㎡の既存の生産緑地地区に約420㎡の区域を追加するものでございます。ゴムの木、ポトス等が栽培されております。

6件目は、〇〇の地区でございます。資料ですと、12ページの計画図中央下と、←27ページの中央の現地写真をご覧ください。〇〇に位置する約860㎡の既存の生産緑地地区に約900

m²の区域を追加するものでございます。サツマイモ、デコボン、レモンが栽培されております。

7件目は、〇〇の地区でございます。資料16ページの計画図中央と、27ページ下の現地写真をご覧ください。こちらは新規指定の生産緑地となります。〇〇に位置する約710m²の区域を新たに生産緑地として指定するものでございます。ジャガイモ、サトイモ、トマト等が栽培されております。

8件目は、〇〇の地区でございます。資料ですと8ページの計画図中央と、28ページ上の現地写真をご覧ください。こちらも新規指定の生産緑地となります。〇〇に位置する約360m²の区域を新たに生産緑地として指定するものでございます。こちらの生産緑地は、平成29年10月の条例制定に伴う面積要件の引下げによる300から500m²で新たに生産緑地となったケースになります。トマト、ナス、キュウリ等が栽培されております。

今回、追加する農地において、小規模でも身近な農地を保全するための一団性要件の運用緩和による追加はございませんでした。また、既存の生産緑地を一部削除したことによる道連れ解除となった生産緑地は1件ございました。

都市計画変更追加区域についてのご説明は以上になります。

最後に、2ページにお戻りいただきまして、4、今後の予定でございます。令和4年7月8日に世田谷区都市計画審議会へ報告をした後、都市計画案の公告を予定しております。その後、都市計画審議会への諮問を経て、10月下旬に都市計画の決定、告示を予定してございます。

生産緑地の指定に関する説明は以上でございます。

続きまして、特定生産緑地指定候補地区の肥培管理の意見照会についてお願いでございます。本日、資料No.9といたしまして、「特定生産緑地の指定に係る肥培管理について(照会)」と、別添参考資料、「特定生産緑地候補地一覧」を机上配付させていただいております。こちらの特定生産緑地候補地一覧は、ご説明の後に都市計画課職員が回収させていただきます。順番に回収させていただきますので、直接、職員にお渡し下さいますよう、お願いいたします。

それでは、資料のご説明に入らせていただきます。特定生産緑地の指定に係る生産緑地の肥培管理につきましては、世田谷区特定生産緑地指定手続事務取扱要綱第10条において、照会文により農業委員会の意見を照会することと定めております。

「特定生産緑地候補地一覧」をご覧ください。こちらが、今年度、特定生産緑地として新

たに公示を予定しております生産緑地の一覧となっております。つきましては、都市計画決定権者最終判断として、肥培管理の判断を農業委員会様をお願いいたしたく、どうぞよろしくをお願いいたします。

説明は以上になります。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。この件につきまして、意見がありましたら、お願いいたします。

○宮川委員 今後の参考のためにお聞かせ願いたいのですが、先程の生産緑地の追加指定、26ページの一番上の写真ですが、私が見る限り、これは自宅の庭という解釈になってしまいます。皆さんが見に行ったと思うのですが、この説明は一切なかったので、説明をお願いしたいと思います。

○柿澤係長 こちらについては、都市計画課と農業委員会の委員様と農業委員会事務局が立ち会っていますので、都市計画課としては、今回、農業委員会事務局の方から上がってきたものに対して見させていただいたということで、既存の生産緑地につける生産緑地ということになります。ただ、肥培管理がどうかという判定については、農業委員会事務局の方で判断していただいているということになります。

○宮川委員 今後、現地調査に行ってこれを決定するという段階ですね。

○柿澤係長 現地調査は先程言ったとおり、すでに終わっています。

○事務局 では、事務局から説明させていただきます。こちらについては、管轄の農業委員と現地調査をさせていただいております。今、宮川委員がおっしゃられたように一見見えるんですけども、こちらは植木畑なので、庭のように見えるかもしれませんが、管轄農業委員からの了解は得ているという状態になっております。

○宮川委員 何の了解を得ているんですか。

○事務局 管轄の農業委員のチェックは済んでいる状態でございます。

○事務局 植木畑ということです。

○高橋会長職務代理者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、都市計画課の皆様、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

[都市計画課職員 退室]

○高橋会長職務代理者 それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思います。

(1)の第1号議案農地法に基づく許可申請についてを上程いたします。

事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

農地法第3条は、農地の所有権等を取得する場合の、農業委員会の許可を受けるための申請手続となります。農業委員会の皆様にご審議いただき、許可を得る必要があることが第3条第1項の条文に定められてございます。

それでは、案件を読み上げます。

受付番号4-3-1。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

同一世帯人による隣接する土地での案件のため、資料No. 1-2も続けて読み上げさせていただきます。

受付番号4-3-2。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長職務代理者 それでは、この件について調査されました石井朝康委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○石井(朝)委員

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

報告は以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

○海老澤委員 2つあるんですけども、1つは、〇〇さんの耕作面積〇〇㎡というのは、世田谷区内にある農地の面積の合計でしょうか。確か埼玉の方にも畑があると聞いているので、そこを含めてかなと思って、そんな内容を知りたいなと思うんですけども。

○事務局 こちらについては、ごめんなさい、内訳というのは聞いていなくて、ただ〇〇㎡耕作しているという事実については、聞き取りで確認をしているという状態でございます。

○海老澤委員 多分、世田谷区には、8反、9反ぐらいですけども、そこまでないと思う。多分3反か4反ぐらいを耕作されて、半分は埼玉の所沢の方にあるので、取得する権利は十分満たしているんですけども、それが気になったということ。あと、公図は分か

るんですけれども、この公図の部分は案内図のどこに当たるのか分からないんですけれども、〇〇と〇〇の部分がどの辺になるんでしょうか。教えてもらいたいですけれども。どこが案内図の位置に該当するのかよく分からないんですけれども。

○事務局 左下の方にある黒丸の17と書いてあるところがあると思うんですけれども、見づらくて申し訳ないんですけれども、こちらが該当地となっております。

○事務局 地図のところでいくと、4のBのところです。

○海老澤委員 ありますね。ここのところね。分かりました。ちょっと分かりにくい……。

○大塚委員 大変分かりにくいです。

○事務局 今後、案内図の方に印を入れておきます。

○海老澤委員 そこに赤とか入れてもらえると助かるんですけれども、全然イメージが浮かばなかったの。分かりました。確認できました。

以上です。

○高橋会長職務代理者 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 では、ないようですので、採決させていただきます。

まず、資料No.1-1の件について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、許可することといたします。

次に、資料No.1-2の件について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。それでは、許可することといたします。

以上で、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終了いたします。

続きまして、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等について上程いたします。第2号議案は全て専決処理となっております。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、第5条が1件となっております。

それでは、事務局から説明願います。

○事務局 それでは初めに、第4条、第5条の説明をさせていただきます。まず、農地を住宅等にする場合等は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事

の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可を要しないとなっております。この届出については、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No. 2をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。受付番号4-4-6。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-7。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件について質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明者願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが9件、それから農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会に定める面積等についてがございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願ですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、資料No. 4をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 この件について調査されました細井誠一委員、結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

事務局から説明願います。

○事務局 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてです。

この証明願について簡単に説明させていただきます。生産緑地には転用の制限がありますが、その制限は、区に生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合から3か月が経過すると解除されます。その買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、主たる従事者が死亡するか農業に従事することが不可能になった場合となるのですが、この主たる従事者の死亡または農業従事不可となった際の買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要になります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことを確認いただいております。

それでは、お手元の資料No.5をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 それでは、細井委員、もう一度、お願いいたします。

○細井委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 ご意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようでございますので、証明書を発行することといたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1件目ですけれども、農業委員である〇〇委員からの証明願となっております。農業委員会等に関する法律第31条1項、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないという規定になっており、本件の審議中は〇〇委員は退室していただきます。

それでは、審議の間、ご退室をお願いいたします。

[〇〇委員 退室]

○高橋会長職務代理者 それでは、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 それでは、この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員 報告いたします。

(委員より、調査内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

○○委員に入室いただいて下さい。

[○○委員 入室]

○高橋会長職務代理者 それでは、2件目を事務局から説明願います。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.6-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 それでは、調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明願います。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.6-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 それでは、この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 それでは、報告いたします。

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を事務局から説明願います。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.6-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 では、調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 6月16日、事務局2名の方と一緒に現地に行ってまいりました。

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目と6件目を事務局から説明願います。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.6-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

同じ土地の案件となりますので、続けます。

お手元の資料No.6-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 では、調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員 資料No.6-5とNo.6-6、一緒に説明させていただきます。

(委員より、調査内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

ご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 では、意見がないようですので、採決させていただきます。

まず、資料No.6-5の件について、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

次に、資料No.6-6の件について、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、7件目を事務局から説明願います。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.6-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 この件について調査されました海老澤健委員、結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 では、意見のないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、8件目を事務から説明願います。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.6-8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 では、調査されました志村秀典委員、結果の報告をお願いいたします。

○志村委員 報告いたします。

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件につきまして意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、9件目を事務から説明願います。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.6-9をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 この件につきまして調査されました加々美栄一委員、結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 それでは、報告いたします。

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件につきましてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

では、引き続き、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について審議いたします。

この件につきましては、先月の総会で資料配付がありました。その前に、ちょっといろいろありまして、事務局の方から再度説明をお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。

○事務局 こちらの件につきまして、事前に、内容について、皆さんにきちんと伝わり切れていないのではないかというお話がございましたので、前回と重なる内容になりますが、1点、申し上げさせていただければと思います。

配付いたしています資料の9ページの下にあります4の項目をご確認いただければと思います。今回決めていただきます農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についてですけれども、令和5年4月に改正法案が施行されて、この事柄自体が撤廃される予定になっております。ですので、今回決めていただいた内容というのは、7月もしくは8月ぐらいの案件から採用されることとなりますが、来年の3月までということとして、9か月間の期間の内容になるというところです。この委員会が始まる前に、真鍋委員より、こちらについて皆さんにちゃんと伝わっていないのではないかというご指摘がございましたので、補足させていただきました。

以上です。

○高橋会長職務代理者 そんな訳ですので、ご意見をいただくとしたら、これを踏まえてご意見をいただきたいんですが、どうでしょう。ご意見をいただいた方がいいのかな。

○真鍋委員 確認だけ1点、ごめんなさい。要は、来年の4月になると撤廃されるということは、面積の要件もなくなっちゃうということなんですか。

○事務局 そうです。面積の要件自体がなくなるということです。

○高橋会長職務代理者 ということは、でも一応、来年の4月まではなきやいけない。

○事務局 そうです。

○真鍋委員 来年の4月までの短期間、今のままですのか、それとも、あえて変えるのか、この2つの議論ですね。

○高橋会長職務代理者 ということで、真鍋委員の話のとおりで、この辺を踏まえてご意見をいただきましょうか。

大塚委員の方から、よろしく願いします。

○大塚委員 現行維持。

○石井（朝）委員 下限面積は30aですが、そこを下げた方がいいのではないかと考えております。

○荻部委員 現行維持でお願いします。

○海老澤委員 私も30 a より下げて20 a 未満にした方がいいと思いますが、実際に期間が短いので、それを周知してやるというのは現実的に難しいのかなというのと、あともう一つは、作付の二毛作とかの効率利用の要件があるので、それである程度カバーできるんじゃないかと思っています。

以上です。

○岩本委員 現行維持でいいと思います。

○三田委員 区域は世田谷区全域、現行で、面積は20 a がよいと思います。

○橋本委員 私も現行維持でいいと思います。

それと、最近の世界情勢といいますかそういうことで、日本の資源が、生産資源だとか、いろんなそういう資源が、戦後、日本人が頑張ってきたのが、ほとんど東南アジア等に取り残されてしまっているということで、知能も含めた生産性、こういうものがなくなってきちゃったと。今度は、外貨を獲得して食料を輸入するということになっても、外貨がなくなっちゃうんです。そういうことで、やっぱりこれから食糧難的な要素もかなり出てきちゃうというようなこともありますので、やはり農産品を作れるような、生産できるようなところはぜひ作ってもらわないと、日本が大変なことになるんじゃないかというふうな、ちょっとオーバーかもしれませんが、そういうふうな危惧あります。

以上です。

○野島委員 現行維持でいいと思います。

○細井委員 私も現行維持でいいと思います。

○志村委員 私もこのままでいいと思います。

○植松委員 私もこのままでいいと思います。

○加々美委員 私も同じです。現行のままでいいんじゃないかと思います。

○鈴木委員 現行維持でいいと思います。

○石井（勝）委員 私も、短期間なので、現行維持でいいんじゃないですか。

○宮川委員 私も同様です。

○本澤委員 私も現行維持でお願いします。

○いたい委員 同じく現行維持で。

○真鍋委員 同じです。

○菅沼委員 ずっと、今まで数多くの人に農業をやっていただきたいという希望で20 a を

やってきたので、来年なくなっちゃうかもしれませんが、一応、20 a ということでお願いします。

○高橋会長職務代理者 取りあえず来年1年間というか、ほぼ9か月ぐらいは、これができるんですね。その間に何があるか分かりませんので、売買をやられるかもしれませんが、その辺もお考えいただいた上で採決するんだっけ。

○菅沼委員 そうです。

○高橋会長職務代理者 まず、皆さんに区域を聞かなかったんですが、区域ですが、世田谷区全域のままでよいと思う方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

下限面積を20 a にしたいという方……。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。それ以外の方はほとんどが30 a ですか。

○菅沼委員 現状維持ですから、そうです。

○高橋会長職務代理者 ということは、現状維持でいこうということになりますね。では、現状維持というか30 a で、世田谷全域ということで決定させていただきます。それでよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

事務局は、この結果の公表等の手続を行って下さい。

以上で、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

○事務局 そうしましたら、お手元の資料No. 10、令和4年8月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、7月25日月曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室での開催が決定しております。

また、令和4年8月の開催日時につきましては、8月31日水曜日午後3時から、会場は

区役所第2庁舎5階第5委員会室での開催を予定してございます。

以上、ご協議をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者 それでは、これの質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、原案のとおりでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、そのように決定いたします。

次に、生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明させていただきます。
資料はNo. 11でございます。

こちらは、先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件でございます。6月1日付で買取申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたのですが、買取申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

質問ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 農地利用状況調査の農家への周知についてを協議いたします。

○事務局 それでは、資料No. 12、農地利用状況調査の農家への周知についてをご覧下さい。

こちらの案内につきましては、7月に発行されるせたがや営農だよりに掲載する内容の案でございます。主に、農地パトロールの日程について協議をさせていただければというところが本題でございます。掲載する文章につきましては、毎年ほぼ同様の内容になりますが、まず、平成21年の農地法の改正により、農地を所有している方は農地を適正に管理しなければならない責務が規定されたということ。それにより、農業委員会が実施する農地パトロールが法制化されたということ。また、適正に農地が管理されていない場合は、農地法第30条に基づいて必要な指導を実施するという。その指導による改善が見られない場合は、相続税等納税猶予適用農地においては税務署に通知され、その結果として、期限が確定されることがあるという内容にさせていただきます。

この掲載文の中の農地パトロールの日程についてはご協議いただければと思いますが、世田谷区農業委員会におきましては、9月1日木曜日から10月20日木曜日までを農地パトロールの期間とし、農地の利用状況について調査しますという文章を掲載したいと思っております。

今回の掲載文の内容をご確認いただくとともに、農地パトロールの期間についてご確認いただきたく思います。どうぞよろしく願いいたします。

また、農地パトロールのご案内につきましては、7月総会の中で、詳しくご説明をさせていただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○高橋会長職務代理者 この件について質問がありましたらお願いいたします。

○真鍋委員 相続税納税猶予を受けている農地について、税務署に通知し、その結果として、納税猶予の期限が確定されることがありますというのは、結構踏み込んだ文章だと思うので、それで改善を図られたらいいなと思うんですが、生産緑地自体も固定資産税が減免されていますよね。すると、生産緑地でもきちんと肥培管理をされていなきゃいけない訳ですけども、その場合は、生産緑地を指定しているのが都市計画ですから、世田谷区と東京都が絡んでいるんですけども、生産緑地として適正に使われていないということを当局に言いますよみたいなことは言わなくていいのかなとか、これは税務署の納税猶予のことしか書いていないので、その辺は検討されたのかどうかお尋ねします。

○事務局 ありがとうございます。一応、こちらの文章の意図としましては、納税猶予の方を特に強調して記載させていただいているということで、生産緑地の方に関しては、当然、やっておるという前提の下で、このような書き方をしておるところでございますが、いかがですか。

○真鍋委員 ともすると、農業委員会の方にいろいろ確認が来るけれども、都市計画課の方が生産緑地というのは決定していく訳じゃないですか。都市計画課があまりにも、1回決めたらこっちにお任せみたいな感じが私はしてならないんです。だから、世田谷区当局が、今日も都市計画課長が来られたけれども、全議案を確認するんじゃなくて、最初のやつをぽんとやって帰られちゃう訳だけでも、やっぱり決めるだけじゃないという部分がすごく重要だと思うので、これからも縦割りじゃなくて横の連携はちゃんとやってほしいと思います。

○高橋会長職務代理者 私の経験ですけれども、農地パトロールの後、農業委員に農地の

肥培管理ができていないところを報告していただきます。問題があるところは、会長が必ず出かけさせられます。そこでもう一度協議して、そのときに都市計画課の人とよく話をしたり、都市計画課の人も来てくれます。それじゃ、駄目なんですか。

○真鍋委員 その回答を求めたかったので、今聞きました。

○高橋会長職務代理者 そういうことです。

○事務局 ありがとうございます。では、文章はこちらで、おっしゃることは今後引き続きやっていきますというところをお願いします。

○高橋会長職務代理者 以上で協議事項を終了いたします。

次が報告事項になります。

次第6の報告事項を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、次第6の報告事項に参ります。

お手元の差し替えの資料No.13をご覧ください。報告事項の1つ目は、ふれあい農園「ブルーベリーつみとり」の開催についてです。

内容につきましては、お配りした資料のとおりでございます。周知方法につきましては、7月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内させていただきます。

続いて、お手元の資料No.14及び当日配付しましたNo.14-2をご覧ください。報告事項の最後は、放射性物質検査の結果の報告でございます。

こちらは令和4年6月2日、9日、16日、23日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物につきましては、対象になっておりません。

続いて、No.15をご覧ください。第68回世田谷区夏季農産物品評会の審査結果についてでございます。

高橋職務代理、大塚委員のご息が受賞されております。おめでとうございます。

事務局からの報告事項につきましては以上でございます。

○高橋会長職務代理者 以上で報告事項は終了いたします。

質問はないんですよ。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 ほかにはありませんね。

○事務局 では、事務局からその他でご説明をさせていただきます。

当日配付しました農業用等施設の設置に関する判断状況に関するたたき台、令和4年6月28日版をご覧ください。

先月配付しました資料からご意見がありましたとおり、根拠がはっきりしないものに関して、東京都農業会議に意見の照会をいたしました。その結果、グレーに塗りつぶされている部分に関しまして、東京都農業会議からの意見を反映したものになっております。意見を反映したところについてご説明をさせていただきます。

選果場（共同利用）に関しましては、納税猶予地については特定の法律手続を行わないと貸借が不可となっているため、納税猶予地での共同利用はバツというところで、設置が不可という形になっております。

堆肥置場等につきましては、その農地で使用するものについては農地として認められるというふうになっております。

駐車場の扱いについては、常時駐車する場合については設置不可となっており、農業用で一時的に利用するものについては必要不可欠かどうかで判断するとの回答になっております。

加工所につきましては、納税猶予地について、販売を兼ねているものについては設置不可であるとのことでした。販売を兼ねていないものに関しては、事例がないというところで回答をいただいております。

トイレ、井戸については、必要不可欠かどうかで判断するとのこと、井戸についてはより設置が認められやすいだろうとの回答をいただいております。

移動可能な可搬できる簡易な直売所については、納税猶予地について設置は認められないとのことでした。上記の加工所の際にも、販売を兼ねるものはNGというふうな意見が出ておりますので、納税猶予地では販売に関するものは設置不可であるという整理をしていただければと思います。

こちらは農業会議からの意見を反映したものになっておりまして、三角につきましては個別判断を要するものというふうな形になっております。

以上で、主な変更点についての説明となります。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。これは印刷されているんですね。ぜひ、皆さん、よくお読みになってご理解いただければと思います。

それ以外には、何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○高橋会長職務代理者 特にないようですので、本日の農業委員会は……。

○事務局 海老澤委員から、先月、ご質問のあった件は、大丈夫ですか。

○海老澤委員 特にないです。これでかなり細かく確認できていると思っていますので、ありがとうございます。

○高橋会長職務代理者 では、本日の農業委員会は終了といたします。久しぶりなものですから、しょっちゅうつかえたりしまして、申し訳ありませんでした。それでは、黒岩事務長より閉会のご挨拶をお願いいたします。

○事務局

(黒岩事務長挨拶)

この議事録は、令和4年6月28日(火)開催の第24回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男